

議会運営委員会日程

平成25年2月18日(月)

午前10時 502会議室

日程第1 2月19日(火)の本会議の運営について

【別紙「2月19日(火)の本会議の議事要領」による】

日程第2 交渉会派の人数について

日程第3 発言通告時間の見直しについて

日程第4 その他

2月19日（火）の本会議の議事要領

1

日程第1 分割議決議案2件を一括上程

議案第47号 平成24年度川崎市一般会計補正予算

議案第48号 平成24年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算

(1) 委員長報告（日程第1の議案2件）

総務、市民委員長からの報告

～ 委員長報告に対する質疑 ～

(2) 討 論

(3) 採 決

① 議案第47号を起立により採決

② 議案第48号を起立により採決

平成25年第1回川崎市議会定例会
議事日程第2号

平成25年2月19日(火)
午前10時 開議

第 1

- | | |
|--------|-------------------------|
| 議案第47号 | 平成24年度川崎市一般会計補正予算 |
| 議案第48号 | 平成24年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算 |

平成25年2月15日

川崎市議会議長
大島 明 様

総務委員長
かわの忠正

総務委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第47号 平成24年度川崎市一般会計補正予算

（原案可決）

平成25年2月15日

川崎市議会議長

大島 明 様

市民委員長

為 谷 義 隆

市民委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第48号 平成24年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算

（原案可決）

「交渉会派の人数」に関する各会派の見解

平成24年10月2日現在

各 会 派 の 意 見	
自 民 党	<ul style="list-style-type: none"> ・他都市の状況も考慮すると、60人規模で5つの常任委員会であれば、全常任委員会に会派から委員を選出できる程度の人数とすることが妥当と考えるため、5人と規定できればよいと考える。
公 明 党	<ul style="list-style-type: none"> ・会派で検討したが意見が若干分かれており、本日の各会派の意見も踏まえて再度議論したい。
民 主 党	<ul style="list-style-type: none"> ・会派では結論に至らなかったため、議論のためもう少し時間をいただきたい。
共 産 党	<ul style="list-style-type: none"> ・一人会派も認めるべきとの立場をこれまでも堅持してきた。そういった立場から交渉会派の人数は慎重な検討が求められていると認識しているので、そのような扱いをお願いしたい。
み ん な の 党	<ul style="list-style-type: none"> ・団会議で検討したが、現状の3人として審議を進めてみたらどうかとの結論になった。また、議会運営の手引きにおける議運の選出会派の規定にも関係してくるため、その点も含めながら慎重な審議を願いたい

発言通告の締切時間の取扱い

1	代表質問	午後 1 時
2	市長提出議案に対する代表質疑	午後 1 時
3	議員提出議案、意見書案、決議案に対する代表質疑	午後 3 時
4	一般質問	午後 1 時
5	討論	午後 3 時
6	議員提出議案、意見書案、決議案に対する討論	午後 3 時
7	審査中の請願・陳情にかかわる代表質問	午後 3 時
8	予算審査特別委員会質疑	午後 1 時
9	決算審査特別委員会質疑	午後 1 時
10	ディスプレイ使用申し出	午後 3 時
11	物品使用等申し出	午後 3 時

【参考：これまでの経過】

◎ 午後 3 時から午後 1 時への見直し

- 平成 23 年第 3 回定例会から（※震災に伴う暫定措置）
代表質問、市長提出議案に対する代表質疑、一般質問、予算審査特別委員会質疑、決算審査特別委員会質疑
- 平成 23 年第 5 回定例会から（※正式決定）
代表質問、市長提出議案に対する代表質疑、一般質問、予算審査特別委員会質疑、決算審査特別委員会質疑

「発言通告時間の見直し」に関する各会派の見解

平成24年12月11日現在

各 会 派 の 意 見	
自 民 党	<p>・3番と6番の「議員提出議案、意見書案、決議案に対する質疑及び討論」を午後1時に見直すことが第一義と考えているが、これ以外にも全体で11項目あり、おおむね、行政が関係するものは午後1時、議会関係のものは午後3時と取扱いが異なっているため、分かりにくい点がある。</p> <p>全ての項目を午後1時に統一すべきではないかとの考えもあると仄聞しているので、特段問題がなければ、取扱い全てを午後1時に統一できればとも思う。</p>
公 明 党	<p>・午後1時と午後3時に取扱いを分けることに大きな理由はないと思われるので、全ての項目が午後1時でよいのではないかと思うが、会派に持ち帰り検討したい。</p>
民 主 党	<p>・全ての項目を午後1時にすることの発言があったので、この点を踏まえて会派で議論し、その結果を次回の議運で報告したい。</p>
共 産 党	<p>・提案のあった3番と6番の「議員提出議案、意見書案、決議案に対する質疑及び討論」を午後1時に見直すことには賛成したい。</p>
み ん な の 党	<p>・3番と6番の「議員提出議案、意見書案、決議案に対する質疑及び討論」のみならず全体的な見直しについて発言があったので、一度会派に持ち帰り、次回の議運で発言したい。</p>

議会運営の手引き新旧対照表（案）

【団長会議の協議事項に関する部分の改正】

改正案	現 行
<p>第15章 諸会議 (略)</p> <p>第5節 団長会議 (略)</p> <p>267 団長会議は、おおむね次の事項を協議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 議員の共済給付金制度に関すること。 (2) 議員の福利厚生に関すること。 (3) 議員慶弔に関すること。 (4) 議員控室の管理運営に関すること。 (5) <u>政務活動費</u>に関すること。 (6) 情報公開条例、個人情報保護条例及び資産等公開条例の運用に関すること。 (7) 議会史編纂の基本的事項に関すること。 (8) 姉妹都市等との交際に関すること。 (9) 各会派の意見調整並びに連絡に関すること。 (10) その他、議長が必要と認めた事項。 	<p>第15章 諸会議 (略)</p> <p>第5節 団長会議 (略)</p> <p>267 団長会議は、おおむね次の事項を協議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 議員の共済給付金制度に関すること。 (2) 議員の福利厚生に関すること。 (3) 議員慶弔に関すること。 (4) 議員控室の管理運営に関すること。 (5) <u>政務調査費</u>に関すること。 (6) 情報公開条例、個人情報保護条例及び資産等公開条例の運用に関すること。 (7) 議会史編纂の基本的事項に関すること。 (8) 姉妹都市等との交際に関すること。 (9) 各会派の意見調整並びに連絡に関すること。 (10) その他、議長が必要と認めた事項。